

# 平成31年10月1日から小規模な飲食店にも 消火器具の設置が義務化されます



平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受けて、火気を使用する飲食店に対する消防法令が改正されました。

これにより、小規模な飲食店にも平成31年10月1日から消火器具の設置が義務化になります。

改正前（平成31年9月30日まで）

延べ面積 150㎡以上で設置が必要



改正後（平成31年10月1日以降）

- ①火を使用する設備又は器具のある飲食店⇒ 面積に関係なく設置が必要 ※1
- ②火を使用する設備又は器具のない飲食店⇒ 延べ面積150㎡以上で設置が必要

※1 次の装置が設置されている場合は、延べ面積150㎡以上から設置が必要になります。

- **調理油過熱防止装置**  
鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置
- **自動消火装置**  
厨房設備の火災を自動的に感知し、消火剤を放出して火を消す装置
- **圧力感知安全装置（カセットコンロ）**  
カセットボンベ内の圧力上昇を感知し、ガス供給を停止する装置

調理油過熱防止装置  
次のマークがついています



都市ガス



LPガス

## 消火器設置の注意点

- 1 消火器の設置は、業務用のものを設置してください。
- 2 火気を使用する部分から20m以内の場所に設置してください。
- 3 設置場所には、「消火器」と表示した標識（8cm以上×24cm以上）を見やすい位置に設置してください。



お問い合わせ先

周南市消防本部予防課予防査察担当

TEL (0834) 22-8773